

2) スポーツ基本法とスポーツ基本計画

①スポーツ基本法 (2011)

1961年に制定された「スポーツ振興法」から、半世紀の時を経て、2011年に「スポーツ基本法」が定められた。この法ではスポーツの意義、効果等について定めると共に、国家戦略としてスポーツ施策を推進することを明記している。特に、「スポーツは世界共通の人類の文化」「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」というスポーツ権の確立は、大きな意味をもつ。さらに、スポーツの多面的な役割（青少年の健全育成、地域社会の再生、社会・経済の活力創造、国際的地位向上）についても明確化され、障害者スポーツやプロスポーツについても触れられている点や、地域で活動するスポーツ推進委員への期待など、地域スポーツ振興および総合型クラブにも多大な影響力を持つことは言うまでもない。

②スポーツ基本計画 (2012、2017、2022)

「スポーツ基本計画」は、スポーツ基本法に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画を定めたもので、スポーツ立国戦略(2010)が柱となっている。2012年に策定された基本計画では、「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が関心、適性等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること」が基本方針として掲げられ、2015年にはスポーツ庁が創設された。

2017年には「第2期スポーツ基本計画」が示され、中長期的な基本方針として、1. スポーツで「人生」が変わる 2. スポーツで「社会」を変える 3. スポーツで「世界」と繋がる 4. スポーツで「未来」を創る、が掲げられた。第2期計画期間中の新型コロナウイルス感染症の影響や東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーの継承・発展は、地域スポーツ振興にも影響を与えた。こうした出来事を通じて、改めて確認された「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものが有する価値』やスポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展や国際理解の促進など『スポーツが社会活性化などに寄与する価値』などを更に高めるべく、第3期計画の施策へと踏襲された。

「第3期スポーツ基本計画」では、第2期計画の中長期的な基本方針に加え、スポーツの価値を高めるために「する」「みる」「ささえる」に新たに、1. スポーツを「つくる／はぐくむ」、2. スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、3. スポーツに「誰もがアクセスできる」という3つの視点と12の施策を打ち出した。そのどれもが地域スポーツ振興および総合型クラブとも接点を持ち、推進をしていく上でのマネジメント人材の必要性はこれまで以上に増している。

スポーツ基本法とスポーツ基本計画

スポーツ基本法 (2011) …前文:スポーツの意義、効果等について定めると共に、スポーツ立国を目指し、国家戦略としてスポーツ施策を推進することを明記する。⇒世界共通の人類の文化・スポーツ権の確立

